

# 日本地域福祉学会

## 地方部会活動助成要項

### 1.制度の趣旨

日本地域福祉学会では、地方部会での地域福祉研究会活動を積極的に推進するための支援を地方部会単位と都道府県単位の2本立てで図ってきた。しかし、構成会員数の差異による資金的困難や、都道府県を越えた活動の活性化などの現状を考慮し、2009年度より助成を地方部会単位に一本化して給付し、その用途については各部会の裁量に任せる方式に改めることとした。

### 2.助成対象

各地方部会および都道府県において当該年度内に実施される、以下の事業

- (1) 日本地域福祉学会会員を中心に構成した、地方部会の地域福祉研究会活動
- (2) 定例研究会活動
- (3) 会報の発行・ホームページの作成など
- (4) 研究報告書の作成

### 3.助成額

各地方部会に助成されるのは、下記の2つの費用を合わせたものである。

- (1) 研究費  
上限を100,000円とする
- (2) 事務費（印刷、発送経費）  
1人200円×会員数（前年度）

### 4.申請

- (1) 申請は、部会担当理事を窓口に行うものとし、各地方部会内での予算の割り振りは、部会担当理事の裁量による。
- (2) 申請にあたっては、地方部会担当理事が、申請書（様式1）、事業企画書（様式2）、を提出する。事業企画書は申請する事業（「2.助成対象」参照）ごとに作成する。
- (3) 事業企画書（様式2）による申請は、その申請額の合計が限度額（100,000円）を超えないこと。
- (4) 事業実施後、年度内に事業報告書（様式3）を提出する。ただし、事業終了後に実績をもって申請がなされた場合にはこの限りではない。
- (5) 研究費の申請は、限度額の範囲内で複数回の申請が可能であるが、事務費の申請は1回限りとする。また事業がない部会の事務費のみの申請は認めない
- (6) 申請は、当該年度の2月末日までに提出されたものを受け付け、申請に不備のない場合には1ヶ月以内に執行される。

### 5.付則

1. この要項は、2003年6月6日より施行する。
2. この要項は、2006年6月9日より一部改正施行する。
3. この要項は、2008年5月7日より一部改正施行する。
4. この要項は、2009年6月21日より一部改正施行する。